

- 3 議題
 - (1) 基本的な仕組みに関する検討
 - (2) 課題の整理
 - (3) 調査項目の検討 等
- 4 傍聴席の定員 10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付をしたうえで、係員の指示に従い会場に入ることができる。
 - 2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県総務部税務課
 電話 096-383-1111 内線 3367

熊本県監査委員告示第1号

包括外部監査人千歳睦男の監査の事務の補助について協議が調ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成15年7月9日

熊本県監査委員 松 本 和 彦
 同 山 本 豊 孝
 同 倉 重 剛 明
 同 早 川 英 明

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
石見 敏行	熊本市新屋敷2-18-30	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで
西本 久	熊本市大江3-10-2	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで
山元 修一	熊本市武蔵ヶ丘2-14-25	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで
木多 良尚	熊本市昭和町13-10	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで
荒木 幸介	熊本市新屋敷2-23-24	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで
河喜多 保典	熊本市健軍2-22-1	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで
加久 敬士	熊本市水前寺 4-10-27	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで
川上 峰秀	熊本市通町30	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで
高濱 美代子	熊本市黒髪3-14-18	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで
松江 徹	熊本市妙体寺町8-11	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで
岩崎 浩孝	熊本市四方寄町681-1	平成15年8月 4日から 平成16年3月31日まで

熊本県監査委員公告第9号

平成14年12月3日から平成15年3月17日までの間に実施した財政的援助団体等監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成15年7月9日

熊本県監査委員	松	本	和	彦
同	山	本	豊	孝
同	倉	重	英	剛
同	早	川		明

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置
ファイッシャリーナ天草株式会社	平成15年 2月13日	経営改善の努力の結果、当期損金は前年度に比較して相当縮減されているが、平成13年度末現在 108,904千円の累積欠損金の解消に向けて、なお一層の改善に努めること。	ファイッシャリーナ天草(株)において、平成12年12月に策定した「新たな経営戦略」に基づき、福岡方面への営業強化や回航サービスの拡充等を行うとともに、平成13年7月にオープンした松島町立樋合海水浴場休憩施設「海の家」の管理運営を受託し、売上の拡大を図っているところである。果積欠損金解消に向け、「新たな経営戦略」に基づき、更なる経営の改善に努めるよう指導を行っているところである。
財団法人くまもとテクノ産業財団	平成15年 1月27日	設備貸与事業及び単県設備貸与事業の未収金について、督促強化等の回収努力や貸倒償却を行った結果、前年度末残高の4割以上が解消されているが、平成13年度末現在 236,737千円の未収金について、引き続きその解消に努めること。	引き続き同様の方法等により未収金の解消に努めている。
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	平成15年 1月29日	生活福祉資金について、平成13年度末現在 417,166千円の未収金について関係機関と十分連携を図り、引き続きその解消に努めること。	熊本県社会福祉協議会において、通常の年2回の督促状発行に加え、償還期限後1年以上経過している滞納者には、借受人及び保証人に対し償還請求書を発行するとともに、市町村社会福祉協議会と連携を図りながら滞納者の市町村社協への呼び出しや滞納者宅の戸別訪問を実施するなど徴収強化を図り、未収金の解消に努めているところである。また、未収金額は平成12年度から平成13年度にかけて減少しているが、未だ高額な未収額であるので、債権管理マニュアルに基づき、個人毎に滞納年数、滞納額の確かな把握を行うとともに、今後さらに計画的な未収金の解消に努めるよう指導を行っているところである。